

女性のエンパワーメントに関する作業部会における議長声明（日本語仮訳）

G20 女性活躍担当大臣会合の議長国を務める南アフリカは、アルゼンチンを除く全てのメンバーが以下の内容に合意したことを確認する。

前文

1. **G20** 加盟国のジェンダー平等並びに全ての女性及び女児のエンパワーメントを担当する閣僚は、招待国とともに、**2025年10月31日**に南アフリカ共和国ヨハネスブルグにおいて、**G20** 南アフリカ議長国の下に集った。
2. 会合は、**2023年**のニューデリー・サミットで設立され、**2024年**に**G20** ブラジル議長国下で初めて開催された**G20** 女性のエンパワーメント作業部会について、**2025年**に**G20** 南アフリカ議長国のリーダーシップの下で継続することを議論した。
3. 閣僚らは、ジェンダー平等並びに全ての女性及び女児のエンパワーメントが、彼女たちの人権及び基本的自由の完全な実現、包摶的かつ持続可能な経済成長、そして社会開発を達成するために不可欠であることを認識した。
4. 今回の議論は、世界人権宣言へのコミットメント及び女性に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約の実施へのコミットメントを再確認した。
5. 会合は、**1975年**にメキシコ・メキシコシティで開催された第**1回**世界女性会議の**50周年**及び**1995年**に中国・北京で開催された第**4回**世界女性会議の**30周年**を認識し、祝意を表した。また、これまでに達成された重要な進展と、継続的かつ加速した行動を必要とする根強い課題及び新たな課題を認識した。さらに、北京宣言及び行動綱領並びにそのレビューの成果文書の完全かつ効果的で加速された実施へのコミットメントを再確認した。また、北京+30を記念して**2025年10月13日**及び**14日**に中国・北京で開催された**2025年女性に関するグローバルリーダーズ会合**に留意した。

6. 閣僚らは、2025年が女性、平和及び安全保障に関する国連安全保障理事会決議1325号（2000年）の採択から25周年に当たることをさらに留意し、女性、平和及び安全保障のアジェンダ、すなわち平和構築及び紛争解決の全ての段階における全ての女性及び女児の完全かつ平等で意味のある、安全な参加とリーダーシップを含むこのアジェンダが、世界の平和と安全の維持及び促進に不可欠であることを認識した。
7. 参加者は、国連の持続可能な開発のための2030アジェンダにおいて示されたジェンダー平等並びに全ての女性及び女児の地位向上及びエンパワーメントへのコミットメントを再確認し、特に持続可能な開発目標（SDG）5を強調した。また、これが他の全てのSDGsにわたる横断的な性質を有すること、そして全ての女性及び女児への投資が2030アジェンダの実施において乗数効果をもたらすことを認識した。
8. 会合は、女性及び女児の人権の実現に向けた進展が世界的に増大する抵抗に直面していることに懸念を表明し、ジェンダー平等並びに全ての女性及び女児のエンパワーメントに関する共有されたコミットメントを継続することが緊急に必要であるとした。そのためには、市民社会の関与及び参加のための空間を確保し、また多国間協力を一層強化することが含まれる。

ケアエコノミーに関する政策的視点

9. 閣僚らは、有償及び無償のケア労働が、個人及び社会全体のウェルビーイングにおいて重要な役割を果たしていることを認めた。ケア労働は、人間的、社会的及び経済的発展の不可欠な要素である。そこには、家庭内外からの直接的及び間接的なケアの供給、あらゆるケア労働者、ケア者及びケア提供者、ケア供給に関する雇用主及び機関、さらにケア受給者向けの手頃で質の高いケアサービスが含まれる。
10. 会合は、十分に機能し、手頃で、公平で、質が高く、アクセス可能で、強靭性を備え、適切に資源が配分されたケアシステム及びケインフラが、持続可能な開発、全ての人のためのディーセント・ワーク、ジェンダー平等及び女性のエンパワーメント、包摂的な経済成長、そして生活と社会の持続可能性を達成するために不可欠であり、また人間開発、技能開発、雇用創出、事業の持続可能性及び生産性の向上に寄与することを認識した。

- 11.会合は、世界的に、女性及び女児が無償のケア労働及び家庭責任の不均衡な割合を担っていることに懸念を表明した。このことは教育、生涯学習の機会及び研修への完全かつ平等なアクセスに対する重大な構造的障壁となり得る。また、労働市場、起業、あらゆる領域及びレベルの経済的、公的及び政治的活動における指導的地位への全ての女性及び女児の完全かつ平等で意味のある参加及び意思決定に対する障壁ともなり得る。さらに、差別、不平等、剥奪、男女間賃金格差のリスクを拡大し、女性のディーセント・ワーク、適切な社会保障、十分な経済的及び金融的資源、時間の確保及びセルフケアへのアクセスを制限する。
- 12.閣僚らは、アクセス可能で、手頃で、質の高いケインフラ及びサービスの供給の必要性を強調した。これには、乳幼児期の保育、栄養及び教育、並びに長期ケアが含まれ、親及びケアラーを具体的に支援するものである。また、これら具体的な支援には、産後休暇、父親の出生時休業、養子縁組に伴う休業育児休業及び家族関連の休暇への平等なアクセスを促進し、障壁及び差別を減らすことも含まれる。
- 13.会合は、ILO のディーセントケアのための 5R フレームワーク、並びに 5R フレームワークの三者構成及び国際的な採択を示すケア経済におけるディーセント・ワークに関する決議を支持することを表明した。これらは、無償のケア労働を削減、認識、再分配するとともに、有償のケア労働者に適切に報酬を支払い、報い、評価し、さらにケア労働者に対する支援と代表性を強化するものである。また、労働雇用大臣会合 (LEMM) 宣言 2025、LEMM 宣言 2024 及び女性のエンパワーメントに関する作業部会 (EWWG) 声明 2024 にも支持を表明した。
- 14.閣僚らは、2030 年までに、無償のケア労働を認識し、削減し、再分配するとともに、有償のケア労働に報い、それを代表し、それに適切に報酬を支払う包括的かつ分野横断的な家族志向のケア政策、戦略、ロードマップ及び行動計画を策定し、実施することを求めた。これらは、家族、国家、労働市場及び市民社会の間、並びに家族内の責任の共有を統合するものである。
- 15.会合は、ケア及び支援に関するジェンダーステレオタイプやネガティブな社会規範に対処し、職業分離を減らし、フォーマルなケアセクターにおけるジェ

ンダーバランスを改善し、インフォーマルな労働からフォーマルな労働への移行を促進する措置の採択を強く求めた。これには、ディーセント・ワークの促進、ケア経済における全ての労働者のための質の高い雇用の創出、女性、特にケア責任を担う女性の働く権利及び労働における権利の確保が含まれる。また、ケアすることに関する社会的責任の共有を促進し、男性及び男児のケア労働への積極的な関与を奨励することの重要性を強調した。

16.閣僚らは、都市及び農村部において、有償及び無償のケア労働の可視化と評価を高めるために不可欠であることから、女性と男性の間の無償ケア労働の量、性質及び分布を把握する国際的に比較可能な時間利用データ、特に定期的な時間利用調査を含む、細分化されたデータを収集する努力を、必要に応じて強化することを求めた。また、各国間での協力及び知識共有を呼びかけた。

17.閣僚らは、手頃で、公平で、質が高く、アクセス可能な乳幼児期の保育と教育、十分な社会保護制度及び、性と生殖に関する健康と生殖に関する権利を含む包括的な健康サービス及びケアサービスを支援するための投資の拡大を求めた。これには、高齢者、障害者及び、慢性疾患を抱える人々に対するものも含まれる。同様に、会合は、必要な資源の配分、一人一人に合わせた技能訓練、革新的なシステムや新技術の活用に関する継続的な学習と支援を通じて、全てのケア専門職のための、ディーセント・ワーク、公正な賃金、ウェルビーイング、労働安全衛生を促進するため、健康セクター及び社会的ケアセクターを含む労働条件の改善を各国に強く求めた。

18.さらに、閣僚らは、コミュニティに根差した取組やケア協同組合といった革新的なモデルの必要性を認識する。これらは、特に脆弱な状況にある人々やインフォーマル・セクターに属する人々に対してアクセスを拡大し、持続可能性を確保し、高齢者、障害者及び子どもをケアする家族を支援する。

女性の金融包摂と女性のための金融包摂を推進する

19.会合は、金融包摂が女性の経済的エンパワーメント及びジェンダー平等の基本的な促進要因であり、包摂的な開発、持続可能な経済成長及び貧困削減の重要な推進力であることを認識した。その結果、経済及び社会開発における女性の完全かつ平等で意味のある参加及びリーダーシップを促進することにコミットした。

20. 会合は、女性、特に周縁化され脆弱な状況にある女性、すなわちインフォーマル・セクターや農村経済に属する女性が、構造的、文化的及び社会的障壁によりフォーマルな金融エコシステムから依然として排除されていることに懸念を表明した。これには、担保の欠如、ジェンダー・デジタル・デバイドを含むデジタル格差、職業分離、デジタル及び新興技術の負の影響、規制によるアクセス不能、金融分野におけるリーダーシップの過少代表が含まれる。
21. 閣僚らは、女性の多様な経済的現実及び生活状況に合わせた革新的な金融商品並びにジェンダー応答的なサービスを設計すること、貯蓄グループなどのインフォーマルな金融メカニズムを認識及び統合すること、並びに資本へのアクセスを能力構築、技能開発、デジタル・リテラシー及び金融リテラシー研修、心理社会的支援と組み合わせたバンドルサービスを提供することの重要性を強調した。
22. 閣僚らは、手頃で、包摂的で、安全かつ質の高い教育、特に科学、技術、工学及び数学（STEM）といった新興セクター及び過少代表なセクターにおける技能、加えてデジタル経済への女性及び女児の平等なアクセスを強化することの重要性を認識した。これは、労働市場及び指導的地位における職業分離を克服し、同一価値労働同一賃金を通じたものを含め、平等な持続可能な経済機会への女性の公平なアクセスを強化するために不可欠である。
23. 閣僚らはまた、女性の完全かつ平等で意味のある金融参加への障壁としてのデジタル格差に対処する上での、デジタル金融サービスの重要性を認識した。会合において、ジェンダー・デジタル・デバイドを解消し、非搾取的かつ非略奪的なジェンダーに敏感な与信及びその他の金融商品、投資融資、運転資金融資、資産購入のための融資並びに株式資金調達メカニズムへの投資を増加させることが求められた。これには、政府が後援し、支援するリスク分担手段の創設、女性の資産及び収入源を認識する代替的でアクセス可能な担保枠組み、並びに女性の金融アクセスに対する社会的及び構造的障壁を低減する革新的な保証制度が含まれる。
24. デジタル・トランスフォーメーションが金融及び市場へのアクセスを形作っていることを認識しながら、閣僚らは、人工知能（AI）を含む全ての新興技術の開発において女性をエンパワーすることを求めるとともに、AIの設計、開発及

び利用が差別的でないことを確保するよう、全ての責任ある関係者に強く促した。

- 25.閣僚らは、女性の起業を支援するための努力及び投資の強化を求めるとともに、起業における女性の完全かつ平等で意味のある参加及びリーダーシップの拡大が、最終的には各国におけるイノベーション、雇用創出及び経済成長に資することを再確認した。
- 26.この文脈において、閣僚らは、2024年における女性起業家資金イニシアティブ（We-Fi）への認識を改めて表明し、2025年5月に開催された EWWG 金融包摂会議への世界銀行の参加を歓迎した。特に、我々は、女性起業家及び女性が所有し、主導する中小零細企業（MSMEs）の促進に対する We-Fi の継続的なコミットメントとともに、G20 南アフリカ議長国期間中に発表された世界銀行による We-Fi ケア・コールを認識した。この取組は、G20 におけるケアセクターでの女性の起業を促進するであろう。
- 27.会合は、女性による金融及び生産資源へのアクセス及び管理をさらに制限する土地及び財産の所有、銀行与信、ディーセント・ワーク、相続へのアクセスに関する差別的な慣行及び規制を排除する必要性を強調した。G20 各国は、アクセス重視のアプローチを超えて、デジタル経済におけるもの及び女性が所有・主導する企業や中小零細企業（MSMEs）にとってのものを含め、全ての人に対する平等な機会の促進のため、多くの女性が直面する特有のニーズ、制約及び機会に対応する包括的かつジェンダーに敏感な金融システムを策定し、実施することを、奨励された。
- 28.さらに会合は、金融、デジタルツール、市場及びネットワークへの女性の平等なアクセスを含む、支援的なエコシステムを通じて女性の起業を促進することにコミットした。また、協同組合など女性による包摂的なビジネスモデルへの支持を表明し、女性主導の企業を優先する公的及び民間の調達戦略とともに、ビジネスにおける女性のリーダーシップの推進を奨励した。
- 29.会合は、2025年6月30日にスペイン・セビリアで採択された第4回開発資金国際会議の成果文書を高く評価した。同文書において、各国代表団は「ジェンダーの視点を主流化し、開発アジェンダのための資金調達全体にわたりジェンダー応答的な解決策を推進する」ことにコミットした。

ジェンダーに基づく暴力とフェミサイドに対処する

30. 会合は、男性及び女性の間の歴史的及び構造的な不平等並びに不均衡な権力関係に根差した、あらゆる形態のジェンダーに基づく暴力が、依然として広範かつ持続的な人権侵害であり、権利の完全な享受を著しく阻害していることに懸念を表明した。
31. 閣僚らは、フェミサイドがジェンダーに基づく暴力の最も極端な形態であり、構造的な不平等、女性嫌悪、女性及び女児に対する差別の残虐な表れであることを認識した。
32. 会合は、全ての女性及び女児に対するあらゆる形態のジェンダーに基づく暴力及びハラスメントを防止、検知、対応、排除するための包括的な法的枠組み、政策及び措置を強化し、実施することにコミットした。また、ストーキング、ハラスメント、ジェンダーに基づくヘイトスピーチ、親密なコンテンツまたは加工されたコンテンツの同意のない共有など、テクノロジーによって助長されたジェンダーに基づく暴力を通じて発生、またはその使用によって増幅されるあらゆる形態のジェンダーに基づく暴力を防止し、終結させるための包括的なアプローチをさらに採用することにコミットした。
33. 会合は、全ての女性及び女児に対するあらゆる形態の暴力を防止し、排除することは、単に個人を保護することにとどまらず、全ての人々がいかなる種類の差別も受けすことなく経済活動に完全かつ平等で意味のある形で参加し、従事できる、安全で包摂的かつ繁栄した社会を確保することであることを認識した。
34. 閣僚らは、全ての女性及び女児に対するあらゆる形態の暴力が、彼女らの完全な経済的エンパワーメントに対する重大な障壁であり続けていることに心を碎き、深い懸念を引き続き抱いた。暴力は、女性の労働参加能力、手頃で包摂的かつ質の高い教育及び生涯学習の機会にアクセスする能力、政治的活動、公的活動、ビジネス活動及びより広範な社会の安全に関する問題に完全に関与する能力に影響を及ぼし、女性の経済的エンパワーメント、経済的モビリティ及びウェルビーイングを制限する。このような暴力は、個人の潜在能力を損なうだけでなく、社会全体に多大な社会的及び経済的コストを課し、生産性、経済成長及び持続可能な開発を阻害する。

- 35.閣僚らは、仕事の世界における全ての女性に対するあらゆる形態のジェンダーに基づく暴力及びハラスメントの被害者及びサバイバーが、ジェンダー応答的かつ安全で、効果的な苦情及び紛争解決の仕組み、支援、サービス及び救済措置に効果的にアクセスできることを確保する政策、法律及び規制枠組みを強化し、実施することにコミットした。
- 36.会合はまた、仕事の世界において全ての女性に対するあらゆる形態のジェンダーに基づく暴力及びハラスメントを排除すること、並びに ILO 第 190 号条約及び第 206 号勧告の原則を推進することにコミットした。
- 37.会合はさらに、全ての被害者及びサバイバーに適切な支援を提供すること、非常時におけるもの及び紛争関連の性暴力を含む、女性及び女児に対するあらゆる形態の暴力及びハラスメントの被害者及びサバイバーを保護する義務を認識すること、包括的で質の高いサバイバー中心のサービス、性と生殖に関する健康と生殖に関する権利、心理的サービスやカウンセリングサービス、並びに加害者の不処罰を終わらせるための司法への平等なアクセス及び効果的な法的支援への迅速なアクセスを確保することにコミットした。
- 38.会合はさらに、被害者と接触する様々な分野の専門職、とりわけ、医療及びケア専門職、法執行機関職員、教育者、教職員、課外活動において子どもと関わる労働者、ソーシャルワーカー及び司法関係者に対する研修を改善することにコミットした。また、女性及び女児に対するあらゆる形態の暴力の早期認識を確保し、予防及び対応並びに政策及び手続を強化する、被害者及びサバイバー中心のアプローチを採用することにコミットした。
- 39.会合は、女性及び女児に対するあらゆる形態の暴力に関する発生率、対応及び予防の取組を追跡するためのジェンダーに敏感なデータシステムの開発及び改善を求めるとともに、データギャップを解消するためのさらなる国際協力にコミットした。
- 40.閣僚らは、ジェンダーに基づく暴力を含む、女性及び女児に対するあらゆる形態の暴力の通報メカニズムを強化し、迅速な対応を確保するため、デジタル技術を効果的に活用してきた国々の経験を活用することにコミットした。閣僚らは、G20 各国で採用されている保護システム、特に女性及び女児のオンライン上の安全性を向上させたものを検証することが有益な知見を提供することを認

識した。また、通報後の段階に焦点を当てることの重要性、そして、サバイバーが生活を再建し、完全かつ平等で意味のある形でコミュニティに再統合できるよう支援する措置を通じて、サバイバーの治癒、エンパワーメント及び再統合を促進する持続的な心理社会的支援及び革新的な回復サービスを確保することの重要性を認識した。

- 41.会合は、ステレオタイプやネガティブな社会規範、有害な行動に挑戦し、女性及び女児の平等及び人権の尊重を促進する上での、積極的な協力者かつ変革の重要な担い手として、男性及び男児を関与させる包括的な啓発及び教育キャンペーンの実施を強く促した。また、女性及び女児に対する暴力を終わらせるためのリーダーシップにおける肯定的な男性性に関するアフリカ連合（AU）ハイレベル大統領イニシアティブの成果を踏まえ、2025年10月30日に南アフリカで開催されたG20肯定的な男性性に関する閣僚級対話を高く評価した。
- 42.閣僚は、予防戦略を強化し、対応メカニズムを改善し、全ての女性及び女児に対するあらゆる形態の暴力を防止し終結させるためのエビデンスに基づくアプローチを構築するため、市民社会、国際協力、女性の権利団体及び人権団体を含むマルチステークホルダー・パートナーシップの重要性、並びにG20メンバ一間の体系的な知識共有の重要性を強調した。

行動へのコミットメントと今後の道筋

- 43.会合は、ジェンダー平等の達成、全ての女性及び女児のエンパワーメント、女性主導の開発、並びにG20の全てのプロセス、ワークストリーム及び成果におけるジェンダー平等の主流化に向けた前進を加速するため、G20プラットフォーム、G20作業部会、タスクフォース及びエンゲージメント・グループ、特にWomen20及びG20 Empower Allianceを活用するという揺るぎないコミットメントを再確認した。会合は、草の根団体、女性の権利団体及び女性主導の組織を含む市民社会との対話を進めることにコミットした。閣僚らは、障害のある女性及び女児、先住民女性、地域コミュニティの女性を含む女性及び女児が平等かつ公平で完全に活躍できる未来を構築するために、ジェンダー平等の推進及び戦略の実施において、全てのステークホルダーが協力するイニシアティブを歓迎した。また、2025年7月31日に南アフリカ・ジョージで採択されたG20労働雇用大臣宣言において更新されたブリスベン-エテクウィニゴールを歓迎した。同ゴールは、2030年までに労働力参加におけるジェンダー格差を2012年

の水準から 25% 削減するという G20 のコミットメントを延長するものである。会合は、男女間賃金格差を段階的に縮小するという新たなコミットメントを強く支持し、G20 各国が 2022 年の水準を基準として 2035 年までに未調整の男女間賃金格差を 15% 削減することを目指すよう奨励した。このコミットメントは持続可能な開発目標 5 と整合し、ジェンダー平等を達成し、全ての女性及び女児をエンパワーするという決意を強調するものである。

44. 閣僚らは、経済的、政治的、社会的、文化的活動及び開発におけるリーダーシップ及び意思決定の役割において女性の代表性が依然として不十分であることに懸念を表明した。閣僚らは、女性主導の開発を奨励し、経済のあらゆる分野及び階層における女性の完全かつ平等で意味のある参加及びリーダーシップを推進することを求める G20 首脳によって採択されたニューデリー宣言及びリオデジャネイロ宣言を想起した。閣僚らは、ジェンダー不平等に対処するため、データシステム、計画、資源配分、政策設計、モニタリング及び評価プロセス全体にわたるジェンダー主流化を推進する取組を奨励した。

45. 会合は、複雑な世界的課題に直面する中で、ジェンダー平等並びに全ての女性及び女児のエンパワーメントを推進するために、多国間協力が依然として不可欠であることを強調した。したがって、会合は、共通のコミットメントを維持し、推進するために協調的な行動及び共有された責任を果たすためのプラットフォームとしての G20 の独自の役割を改めて表明した。

46. 閣僚は、2025 年の G20 女性のエンパワーメントに関する作業部会の運営に対する南アフリカ共和国の尽力に謝意を表明した。閣僚らは、2026 年に米国議長国の下で開催される G20 女性のエンパワーメントに関する作業部会と、ジェンダー平等の推進及び達成、並びに全ての女性及び女児のエンパワーメントという共通の目標に対する搖るぎないコミットメントを期待する。